4.3　次の動物は、例外的に小包に入れることができる。

4.3.1　生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の国内法令により認められる場合に限る。

5　小包における通信文の包有

5.1　次のものは、小包郵便物に入れてはならない。

5.1.1　記録文書を除く通信文であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

6　硬貨、銀行券その他の貴重品

6.1　硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。

6.1.1　保険付通常郵便物以外の通常郵便物

6.1.1.1　ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相当するものに限り、封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。

6.1.1の二　保険付通常郵便物。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相当するものに限り、封筒に納め封かんの上、保険付郵便物として発送することができる。

6.1.2　保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。

6.1.3　保険付小包以外の小包であって保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの

6.1.3.1　さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。

7　印刷物及び盲人用郵便物

7.1　印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をしてはならず、また、このような要素を有する書類を包有してはならない。

7.2　印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

8　誤って引き受けられた郵便物の取扱い

8.1　誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、

2.1.1　2.1.2　3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。3.1及び3.2に規定する物品が運送途上において発見された場合には、関係する指定された事業体は、郵便物からこれらの物品を取り除き、廃棄することができる。当該指定された事業体は、引き受けられない物品の除去に関する情報を送付し、及び当該郵便物の残りを送達することができる。

第十条

条約第二十二条を次のように改める。

第二十二条　指定された事業体の責任及び賠償金

1　総則

1.1　次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1　書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2　配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送

1.2　指定された事業体は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

1.3　指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4　書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失又は全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.5　支払うべき賠償金の額は、この条約の施行規則に定める額を超えることができない。

1.6　責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7　指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があった場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。